個人情報ファイル簿 (鎌ケ谷市)

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関等の名称	鎌ケ谷市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	市民生活部 保険年金課	
個人情報ファイルの 利用目的	後期高齢者医療制度に関する事務を適正に行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所、5国籍、6電話番号、7個人識別符号(個人番号を含む)、8家族状況、9財産・収入、10公的扶助、11口座情報、12障がい、13後期高齢者医療被保険者履歴	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者(資格取得見込及び資格喪失者を含む)、被保険者と同一世帯の市民	
記録情報の収集方法	本人、住民記録担当課、住民税務担当課、生活保護担当課、 後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
	心身の機能の障がい	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連 合会、電算委託事業者	
開示請求等を受理する組織	(名 称)鎌ケ谷市	市民生活部 保険年金課
の名称及び所在地	(所在地)鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑ 法第60条第2項第1号	□ 法第60条第2項第2号
	(電算処理ファイル)	(マニュアル(手作業)処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ☑ 無	
備 考	_	